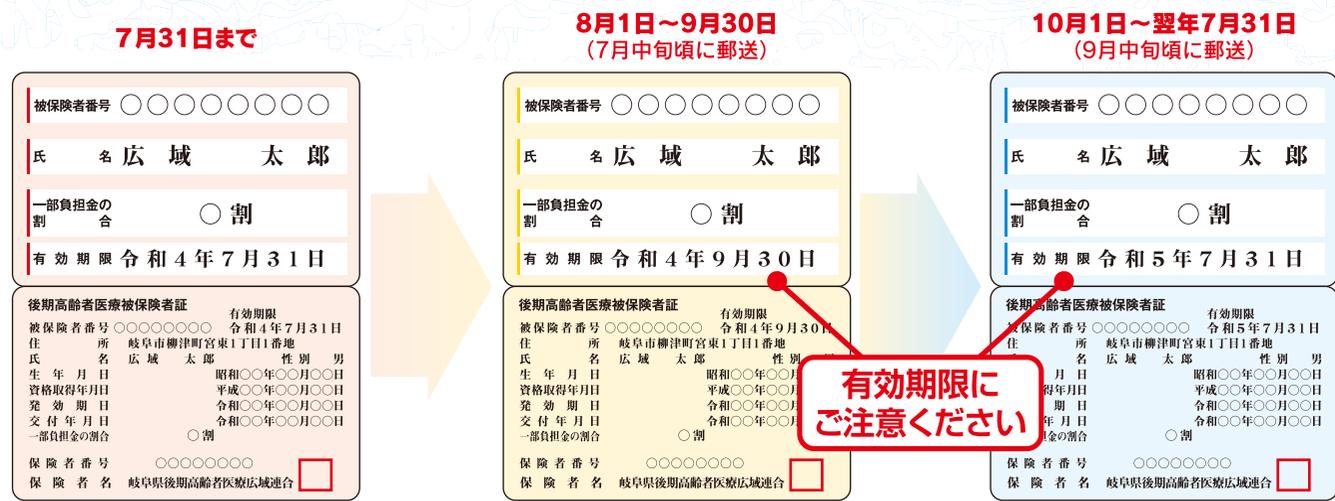


保険証が新しくなります

後期高齢者医療制度の保険証（被保険者証）について

後期高齢者医療制度の保険証は、岐阜県内の市町村にお住まいの75歳以上の方と、65歳から74歳の方で一定の障がいがあり、後期高齢者医療保険に加入された方それぞれに交付されます。**8月からは、新しい保険証をご使用ください。**

【重要】令和4年度は、保険証を2回郵送します ※医療費の窓口負担割合の見直しによるものです。



※保険証は、お住まいの市町村より簡易書留で郵送します。お手元に届くまで、最大2週間程度かかることがあります。

令和4年度の保険料について

後期高齢者医療制度の保険料は、所得に所得割率を乗じて計算する「所得割額」と、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」との合計であり、医療給付費の動向や制度改正をふまえ、2年ごとに改定を行います。

令和4年度の保険料率は、医療の高度化による1人当たり医療給付費の増加や後期高齢者負担率（保険料負担の割合）の上昇、医療費の窓口負担割合の見直し等の影響をふまえ決定しました。

5月末までに後期高齢者医療の被保険者になられた方には、7月中旬頃に、お住まいの市町村より「後期高齢者医療保険料額決定通知書」をお送りします。保険料額や納付方法が記載されていますので、ご確認ください。

所得割額	+	均等割額	=	令和4年度の保険料
被保険者の所得 ^{※1} × 8.90%		46,023円		(100円未満切捨て、最大66万円)

以下に該当する方は、保険料が軽減される場合があります

- 同じ世帯の被保険者と世帯主の、前年所得の合計が少ない方
→ 所得に応じ、均等割額の7割、5割又は2割が軽減されます。
- 後期高齢者医療制度に加入する日の前日に、被用者保険^{※2}の被扶養者であった方
→ 所得割額がかかりません。また、加入後2年経過する月まで、均等割額の5割が軽減されます。

※1 前年の総所得金額等から基礎控除額(43万円)を差し引いた額です。ただし、合計所得金額が2,400万円を超える方は、基礎控除額が少なくなります。
※2 協会けんぽ、健康保険組合、共済組合、船員保険の総称です。国民健康保険や国民健康保険組合は含まれません。



新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の減免や傷病手当金の支給について

新型コロナウイルス感染症によって主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った場合や、1年間の収入が、減少すると見込まれる場合には、保険料の減免が適用されることがあります。また、新型コロナウイルス感染症の感染等により、仕事を休まざるをえなくなり、給与が受けられない方には、傷病手当金が支給されることがあります。詳しくは、お住まいの市町村担当窓口にお問い合わせください。

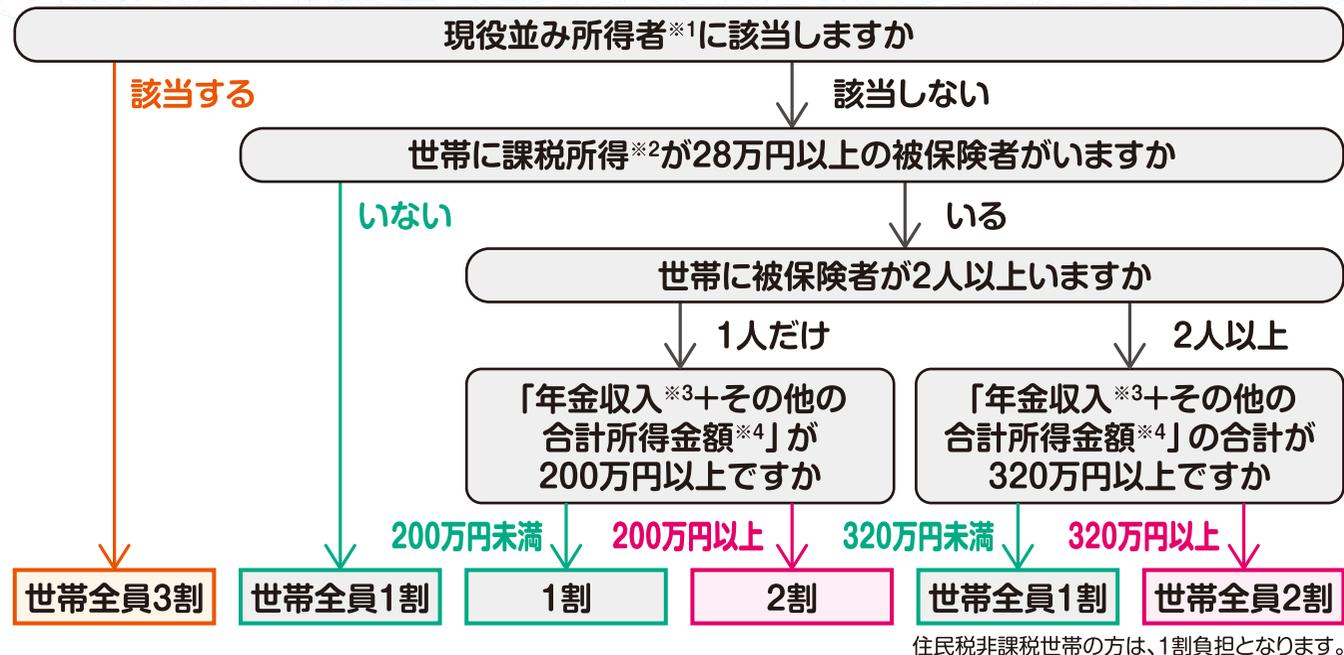
医療費の窓口負担割合が変わります

医療費の窓口負担割合の見直しについて

①2割負担の施行について

令和4年10月1日から、後期高齢者医療制度に加入されている方（被保険者の方）で、**一定以上の所得がある方は、医療費の窓口負担割合が2割になります。**（窓口負担割合が3割の方は除きます。）
※見直し後の窓口負担割合は、9月中旬頃に郵送する保険証でご確認ください。

窓口負担割合は、被保険者の課税所得や年金収入を基に、世帯単位で判定します。



※1 課税所得が145万円以上で、医療費の窓口負担割合が3割の方をいいます。

※2 住民税納税通知書の「課税標準」の金額です。前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除等、所得控除等を差し引いた後の金額となります。

※3 遺族年金や障害年金は含みません。

※4 事業収入や給与収入等から、必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額です。

後期高齢者の医療費のうち、窓口負担を除く約4割は、現役世代の負担（支援金）となっており、今後も拡大していく見通しとなっています。今回の見直しは、現役世代の負担を抑え、国民皆保険を未来につないでいくためのものです。

②2割負担となる方の負担を抑える配慮措置について

窓口負担割合が2割となる方には、令和4年10月1日から3年間、1か月の外来医療の負担増額が3,000円までに抑えられる配慮措置が実施されます。配慮措置が適用される場合は、高額療養費として、登録されている高額療養費の口座に払い戻します。

・配慮措置の対象となる方で、高額療養費の口座の登録が無い方には、9月下旬頃に登録用の申請書を郵送します。申請書が
お手元に届いたら、記入例に沿って記入し、同封の返信用封筒にて返送してください。

ご注意ください!

書類は必ず郵送でお届けします。厚生労働省や広域連合、市町村が、電話や訪問で口座情報の登録をお願いすることや、ATMの操作をお願いすることは**絶対にありません**。
不審な電話があったときは、警察署または消費生活センターにお問い合わせください。

後期高齢者医療制度は、岐阜県内すべての市町村が加入する岐阜県後期高齢者医療広域連合が主体となり市町村と連携して運営しています。